

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 東京都人事委員会勧告を踏まえ、扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の改定をするため、また、職務給の原則に則った管理職手当とするため、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>① 扶養手当について、令和8年度以降、配偶者に係る扶養手当を0円、子に係る扶養手当を13,000円に改める。なお、令和7年度は経過措置を設け、配偶者に係る扶養手当は主査級以下は3,000円、課長級は支給なしとし、子に係る扶養手当は主査級以下、課長級ともに11,500円とする。</p> <p>② 通勤手当について、上限額の規定を月55,000円から月150,000円に改める。また、東京都の通勤手当の規定に準じるため、所要の文言整理を行う。</p> <p>③ 管理職手当について、5級の職うち参事と部長で支給額が異なっていたものを5級の職は一律95,000円に改める。</p> <p>④ 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる勤務時間帯を午前0時から午前5時までとする規定を、午後10時から翌午前5時に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和7年4月1日</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 総務課による事前審査済				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、速やかに条例改正の進めることとし、上記の条例を改正する議案を令和7年第1回市議会定例会に提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。